

【資料3】

京丹後市地域防災計画

一般計画編修正(案)

令和8年2月

京丹後市防災会議

ページ	現行	改正案	備考																																																																
1	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画作成の趣旨等</p> <p>第3節 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画、府の地域防災計画の修正のある場合、市の組織変更や社会的条件に大きな変化のある場合等に必要な修正を行う。</p> <p>そのため、各対策担当部・課及び各防災関係機関は関係のある事項に関して毎年検討を加え、修正の必要の有無、計画修正案を毎年3月末日(緊急を要する事項については、そのつど市防災会議が指定する期日)までに、市防災会議事務局(市総務部総務課)あて提出しなければならない。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画作成の趣旨等</p> <p>第3節 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国の防災基本計画、府の地域防災計画の修正のある場合、市の組織変更や社会的条件に大きな変化のある場合等に必要な修正を行う。</p> <p>そのため、各対策担当部・課及び各防災関係機関は関係のある事項に関して毎年検討を加え、修正の必要の有無、計画修正案を毎年3月末日(緊急を要する事項については、そのつど市防災会議が指定する期日)までに、市防災会議事務局(市総務部総務防災課)あて提出しなければならない。</p>	市組織名称の変更																																																																
7	<p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務</p> <p>第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>京丹後市並びに京丹後市の区域を管轄する指定地方行政機関、京都府、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、京丹後市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th colspan="3">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社京都支店</td> <td colspan="3"> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</td> <td>丹後土地改良区</td> <td colspan="2"> 1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2 農地及び農業施設の被害調査と災害復旧 3 <u>たん水</u>の防排除施設の整備と活動 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱			(略)	(略)			西日本電信電話株式会社京都支店	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携			(略)	(略)			公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	丹後土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2 農地及び農業施設の被害調査と災害復旧 3 <u>たん水</u> の防排除施設の整備と活動		<p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務</p> <p>第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>京丹後市並びに京丹後市の区域を管轄する指定地方行政機関、京都府、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、京丹後市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th colspan="3">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>NTT西日本株式会社</u> 京都支店</td> <td colspan="3"> 1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</td> <td>丹後土地改良区</td> <td colspan="2"> 1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2 農地及び農業施設の被害調査と災害復旧 3 <u>湛水</u>の防排除施設の整備と活動 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱			(略)	(略)			<u>NTT西日本株式会社</u> 京都支店	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携			(略)	(略)			公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	丹後土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2 農地及び農業施設の被害調査と災害復旧 3 <u>湛水</u> の防排除施設の整備と活動		社名の変更 京都府地域防災計画との整合(「湛水」への表記統一に伴う修正【近畿農政局】)																								
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																		
(略)	(略)																																																																		
西日本電信電話株式会社京都支店	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携																																																																		
(略)	(略)																																																																		
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	丹後土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2 農地及び農業施設の被害調査と災害復旧 3 <u>たん水</u> の防排除施設の整備と活動																																																																	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																		
(略)	(略)																																																																		
<u>NTT西日本株式会社</u> 京都支店	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携																																																																		
(略)	(略)																																																																		
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	丹後土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理 2 農地及び農業施設の被害調査と災害復旧 3 <u>湛水</u> の防排除施設の整備と活動																																																																	
13	<p>第3章 市の概況と考慮すべき災害特性</p> <p>第1節 市の自然条件</p> <p>第3 気象</p> <p>気象の極値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>極値(第1位)</th> <th>年月日</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温</td> <td>37.9℃</td> <td>2018年8月22日</td> <td>1977/2~2025/1</td> </tr> <tr> <td>最低気温</td> <td>-5.9℃</td> <td>1981年2月26日</td> <td>1977/2~2025/1</td> </tr> <tr> <td>最大風速・風向</td> <td>26m北東</td> <td>2004年10月20日</td> <td>1977/2~2025/1</td> </tr> <tr> <td>日降水量</td> <td>169mm</td> <td>1990年9月18日</td> <td>1976/4~2025/1</td> </tr> <tr> <td>最大1時間降水量</td> <td>51mm</td> <td>1995年9月3日</td> <td>1976/4~2025/1</td> </tr> <tr> <td>月間降水量の多い方</td> <td>677mm</td> <td>2005年12月</td> <td>1976/4~2025/1</td> </tr> <tr> <td>月間降水量の少ない方</td> <td>5mm</td> <td>2000年8月</td> <td>1976/4~2025/1</td> </tr> </tbody> </table>	項目	極値(第1位)	年月日	統計期間	最高気温	37.9℃	2018年8月22日	1977/2~2025/1	最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1977/2~2025/1	最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977/2~2025/1	日降水量	169mm	1990年9月18日	1976/4~2025/1	最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1976/4~2025/1	月間降水量の多い方	677mm	2005年12月	1976/4~2025/1	月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1976/4~2025/1	<p>第3章 市の概況と考慮すべき災害特性</p> <p>第1節 市の自然条件</p> <p>第3 気象</p> <p>気象の極値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>極値(第1位)</th> <th>年月日</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温</td> <td>37.9℃</td> <td><u>2025年7月26日</u></td> <td>1977/2~<u>2026/1</u></td> </tr> <tr> <td>最低気温</td> <td>-5.9℃</td> <td>1981年2月26日</td> <td>1977/2~<u>2026/1</u></td> </tr> <tr> <td>最大風速・風向</td> <td>26m北東</td> <td>2004年10月20日</td> <td>1977/2~<u>2026/1</u></td> </tr> <tr> <td>日降水量</td> <td>169mm</td> <td>1990年9月18日</td> <td>1976/4~<u>2026/1</u></td> </tr> <tr> <td>最大1時間降水量</td> <td>51mm</td> <td>1995年9月3日</td> <td>1976/4~<u>2026/1</u></td> </tr> <tr> <td>月間降水量の多い方</td> <td>677mm</td> <td>2005年12月</td> <td>1976/4~<u>2026/1</u></td> </tr> <tr> <td>月間降水量の少ない方</td> <td>5mm</td> <td>2000年8月</td> <td>1976/4~<u>2026/1</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	極値(第1位)	年月日	統計期間	最高気温	37.9℃	<u>2025年7月26日</u>	1977/2~ <u>2026/1</u>	最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1977/2~ <u>2026/1</u>	最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977/2~ <u>2026/1</u>	日降水量	169mm	1990年9月18日	1976/4~ <u>2026/1</u>	最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1976/4~ <u>2026/1</u>	月間降水量の多い方	677mm	2005年12月	1976/4~ <u>2026/1</u>	月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1976/4~ <u>2026/1</u>	最新のデータに更新(気象庁ホームページ過去の気象データ検索による)
項目	極値(第1位)	年月日	統計期間																																																																
最高気温	37.9℃	2018年8月22日	1977/2~2025/1																																																																
最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1977/2~2025/1																																																																
最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977/2~2025/1																																																																
日降水量	169mm	1990年9月18日	1976/4~2025/1																																																																
最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1976/4~2025/1																																																																
月間降水量の多い方	677mm	2005年12月	1976/4~2025/1																																																																
月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1976/4~2025/1																																																																
項目	極値(第1位)	年月日	統計期間																																																																
最高気温	37.9℃	<u>2025年7月26日</u>	1977/2~ <u>2026/1</u>																																																																
最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1977/2~ <u>2026/1</u>																																																																
最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977/2~ <u>2026/1</u>																																																																
日降水量	169mm	1990年9月18日	1976/4~ <u>2026/1</u>																																																																
最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1976/4~ <u>2026/1</u>																																																																
月間降水量の多い方	677mm	2005年12月	1976/4~ <u>2026/1</u>																																																																
月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1976/4~ <u>2026/1</u>																																																																

月間日照時間の多い方	264.7時間	2023年8月	2021/3～2025/1
月間日照時間の少ない方	46.9時間	2022年12月	2021/3～2025/1

14

(令和6年の月別気象)
令和6年(2024年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和6年(2024年)の月別及び全年の気象

月	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
単位	mm	mm	(月)日	mm	(月)日	℃	℃	(月)日	℃	(月)日	m/s	m/s		(月)日	時間
1月	177.0	35.5	24日	7.5	24日	6.7	14.2	18日	-1.1	24日	5.0	17.5	西北西	7日	74.4
2月	130.5	16.5	25日	8.0	10日	7.5	20.3	15日	2.2	12日	4.8	13.2	西北西	15日	57.9
3月	138.0	22.0	26日	8.0	26日	8.1	18.8	30日	0.0	2日	4.6	16.7	北	20日	132.6
4月	104.0	28.0	9日	6.0	9日	15.3	26.2	29日	7.3	10日	2.4	10.6	北	9日	186.5
5月	126.0	63.5	28日	9.5	28日	17.9	29.5	27日	10.3	9日	2.8	12.6	西南西	16日	217.2
6月	176.5	99.0	23日	26.0	23日	22.5	33.6	15日	15.1	2日	2.1	11.3	西南西	23日	212.6
7月	190.0	57.5	14日	27.5	14日	27.2	35.0	26日	20.2	1日	1.9	12.4	西南西	10日	187.0
8月	60.0	43.0	31日	25.5	31日	28.3	36.6	27日	24.0	31日	2.4	9.0	北東	31日	250.2
9月	16.5	5.0	23日	3.5	24日	26.9	36.0	14日	19.8	23日	2.7	11.7	西南西	22日	203.9
10月	204.5	42.0	3日	17.0	12日	20.1	28.9	18日	13.4	21日	3.5	13.7	東北東	3日	125.5
11月	153.5	61.0	2日	12.0	2日	14.0	24.8	4日	5.0	30日	4.4	13.7	北東	2日	97.7
12月	238.5	38.5	18日	10.5	8日	7.5	17.1	3日	1.1	28日	4.9	14.7	西北西	13日	51.3
全年	1715.0	99.0	6月23日	27.5	7月14日	16.8	36.6	8月27日	-1.1	1月24日	3.5	17.5	西北西	1月7日	1796.8

第2節 市の社会的条件

第1 人口等

15

3 観光入込客
夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約181万人。大部分は日帰り客(令和5年実績81%)である。

観光入込客 (単位:人)											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
126,563	105,562	127,920	111,404	146,270	106,390	231,091	280,475	128,555	142,332	163,167	138,246
合計											1,807,975

※ 令和5年観光入込客数 京都府観光入込客数等調査報告書

第3 交通

16

3 バス
市内の生活路線バス交通は、丹後海陸交通(株)の運行する8路線に加え、大宮町・弥栄町1路線、久美浜町6路線及び丹後町2路線を市営バス路線として運行している。
市営バス路線については、大宮町・弥栄町1路線及び久美浜町6路線は観光バス業者に、丹後町2路線は地元NPO法人に、それぞれ運行管理業務を委託している。

月間日照時間の多い方	319.8時間	2025年7月	2021/3～2026/1
月間日照時間の少ない方	46.9時間	2022年12月	2021/3～2026/1

(令和7年の月別気象)
令和7年(2025年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和7年(2025年)の月別及び全年の気象

月	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
単位	mm	mm	(月)日	mm	(月)日	℃	℃	(月)日	℃	(月)日	m/s	m/s		(月)日	時間
1月	201.0	32.0	29日	6.0	29日	5.5	13.3	23日	-1.5	10日	4.6	16.2	西南西	9日	88.6
2月	230.0	57.0	4日	6.5	24日	4.2	14.0	28日	-2.2	6日	5.5	18.2	西南西	5日	58.4
3月	98.0	17.5	16日	7.0	28日	9.3	25.9	27日	1.1	19日	4.0	15.7	西	17日	158.2
4月	41.0	18.5	13日	6.5	13日	13.5	28.6	19日	3.4	1日	3.1	14.1	西	15日	191.4
5月	73.5	23.5	24日	8.5	24日	17.5	30.4	21日	8.5	8日	2.6	11.8	西南西	10日	195.0
6月	114.5	45.0	23日	12.5	23日	23.1	34.3	16日	13.9	2日	2.0	11.6	西南西	4日	180.7
7月	18.5	8.5	14日	9.5	15日	28.2	37.9	26日	22.3	15日	2.0	8.7	東北東	9日	319.8
8月	99.5	42.5	7日	34.0	7日	28.4	37.8	4日	23.3	10日	2.0	9.4	西南西	7日	267.1
9月	127.0	25.5	5日	22.0	10日	25.9	34.5	1日	19.3	30日	2.6	15.2	西北西	2日	145.0
10月	150.5	29.5	4日	15.0	16日	19.8	29.0	11日	10.0	29日	4.0	12.8	北北東	20日	109.5
11月	97.0	20.0	9日	8.0	1日	13.7	20.1	6日	5.1	19日	3.7	13.6	西南西	27日	129.1
12月	141.5	22.0	25日	5.0	11日	9.2	20.4	1日	0.7	27日	4.4	16.2	西北西	4日	82.5
全年	1392.0	57.0	2月4日	34.0	8月7日	16.5	37.9	7月26日	-2.2	2月6日	3.4	18.2	西南西	2月5日	1925.3

第2節 市の社会的条件

第1 人口等

3 観光入込客
夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約185万人。大部分は日帰り客(令和6年実績83%)である。

観光入込客 (単位:人)											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
140,723	124,396	117,637	122,870	144,679	145,380	245,541	222,929	156,417	140,850	157,839	131,829
合計											1,851,090

※ 令和6年観光入込客数 京都府観光入込客数等調査報告書

第3 交通

3 バス
市内の生活路線バス交通は、丹後海陸交通(株)の運行する5路線に加え、大宮町・弥栄町1路線、久美浜町6路線及び丹後町2路線を市営バス路線として運行している。
市営バス路線については、大宮町・弥栄町1路線及び久美浜町6路線は観光バス業者に、丹後町2路線は地元NPO法人に、それぞれ運行管理業務を委託している。

時点修正(観光振興課)

R7.4.1に丹海バス3路線が廃線となったため(政策企画課)

第2編 災害予防計画
第1章 気象等観測・予報計画
第1節 計画の方針
第2 基本方針

30 2 市民からの問い合わせに的確に対応できるよう各市民局及び市各部出先関係機関に対しては、周知漏れのないよう伝達するものとし、伝達完了後の所管各部による総務部(総務課)への復命を徹底する。

第2節 気象等観測情報の発表基準、伝達系統及び方法
第2 一般の利用に適合する予報及び警報

31 2 警報
(3) 警報の発表基準

発表官署 京都地方気象台 (令和6年5月23日現在)

種類	警報の発表基準	
(略)		
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=5.6, 宇川流域=18, 竹野川流域=16.3, 大橋川流域=3.9, 福田川流域=7.7, 木津川流域=8.4, 佐濃谷川流域=9.3, 川上谷川流域=10.2, 栢谷川流域=3.5, 久美谷川流域=5.2, 吉永川流域=6.1, 小西川流域=5.6, 鱒留川流域=11.4, 新庄川流域=4.7, 俵野川流域=4.6, 三原川流域=5.7, 長野川流域=5.2, 円頓寺川流域=4.9, 大谷川流域=5
	複合基準※1	竹野川流域=(5, 14.6), 大橋川流域=(7, 3.8), 福田川流域=(5, 6.2), 木津川流域=(5, 7.2), 佐濃谷川流域=(5, 8.3), 川上谷川流域=(9, 9), 栢谷川流域=(5, 3.4), 久美谷川流域=(7, 4.6), 小西川流域=(5, 5), 鱒留川流域=(5, 10.2), 新庄川流域=(7, 3.9), 俵野川流域=(5, 4.1), 大谷川流域=(5, 4.5)
	指定河川洪水予報による基準	—
(略)		

33 3 注意報
(3) 注意報の発表基準

発表官署 京都地方気象台 (令和6年5月23日現在)

種類	注意報の発表基準	
(略)		
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=4.4, 宇川流域=14.4, 竹野川流域=13, 大橋川流域=3.1, 福田川流域=5.8, 木津川流域=6.7, 佐濃谷川流域=7.4, 川上谷川流域=8.1, 栢谷川流域=2.7, 久美谷川流域=4.2, 吉永川流域=4.8, 小西川流域=4.4, 鱒留川流域=9.1, 新庄川流域=3.8, 俵野川流域=3.7, 三原川流域=4.6, 長野川流域=4.2, 円頓寺川流域=3.9, 大谷川流域=4
	複合基準※1	吉野川流域=(5, 3.5), 宇川流域=(5, 11.5), 竹野川流域=(5, 13), 大橋川流域=(5, 2.5), 福田川流域=(5, 5.6), 木津川流域=(5, 6),

第2編 災害予防計画
第1章 気象等観測・予報計画
第1節 計画の方針
第2 基本方針

2 市民からの問い合わせに的確に対応できるよう各市民局及び市各部出先関係機関に対しては、周知漏れのないよう伝達するものとし、伝達完了後の所管各部による総務部(総務防災課)への復命を徹底する。

第2節 気象等観測情報の発表基準、伝達系統及び方法
第2 一般の利用に適合する予報及び警報

2 警報
(3) 警報の発表基準

発表官署 京都地方気象台 (令和7年5月29日現在)

種類	警報の発表基準	
(略)		
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=5.6, 宇川流域=17.9, 竹野川流域=16.5, 大橋川流域=3.4, 福田川流域=7.7, 木津川流域=8.4, 佐濃谷川流域=9.3, 川上谷川流域=10.2, 栢谷川流域=3.5, 久美谷川流域=5.2, 吉永川流域=6.5, 小西川流域=5.6, 鱒留川流域=11.4, 新庄川流域=4.7, 俵野川流域=4.6, 三原川流域=5.7, 長野川流域=5.2, 円頓寺川流域=4.9, 大谷川流域=5
	複合基準※1	竹野川流域=(5, 14.8), 大橋川流域=(7, 3), 福田川流域=(5, 6.2), 木津川流域=(5, 7.2), 佐濃谷川流域=(5, 8.3), 川上谷川流域=(9, 9), 栢谷川流域=(5, 3.4), 久美谷川流域=(7, 4.6), 小西川流域=(5, 5), 鱒留川流域=(5, 10.2), 新庄川流域=(7, 3.9), 俵野川流域=(5, 4.1), 大谷川流域=(5, 4.5)
	指定河川洪水予報による基準	—
(略)		

3 注意報
(3) 注意報の発表基準

発表官署 京都地方気象台 (令和7年5月29日現在)

種類	注意報の発表基準	
(略)		
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=4.4, 宇川流域=14.3, 竹野川流域=13.2, 大橋川流域=2.7, 福田川流域=5.8, 木津川流域=6.7, 佐濃谷川流域=7.4, 川上谷川流域=8.1, 栢谷川流域=2.7, 久美谷川流域=4.2, 吉永川流域=5.2, 小西川流域=4.4, 鱒留川流域=9.1, 新庄川流域=3.8, 俵野川流域=3.7, 三原川流域=4.6, 長野川流域=4.2, 円頓寺川流域=3.9, 大谷川流域=4
	複合基準※1	吉野川流域=(5, 3.5), 宇川流域=(5, 11.4), 竹野川流域=(5, 13.2), 大橋川流域=(5, 2.2), 福田川流域=(5, 5.6), 木津川流域=(5, 6),

市組織名称の変更

発表基準の見直し
(京都地方気象台)

発表基準の見直し
(京都地方気象台)

		佐濃谷川流域=(5, 5.9), 川上谷川流域=(5, 6.5), 栃谷川流域=(5, 2.2), 久美谷川流域=(5, 3.3), 吉永川流域=(5, 3.8), 小西川流域=(5, 3.5), 鱒留川流域=(5, 7.3), 新庄川流域=(5, 3.5), 俵野川流域=(5, 2.9), 三原川流域=(5, 3.6), 長野川流域=(5, 4.1), 円頓寺川流域=(5, 3.9), 大谷川流域=(5, 3.2)
	指定河川洪水予報による基準	—
(略)		

		佐濃谷川流域=(5, 5.9), 川上谷川流域=(5, 6.5), 栃谷川流域=(5, 2.2), 久美谷川流域=(5, 3.3), 吉永川流域=(5, 4.2), 小西川流域=(5, 3.5), 鱒留川流域=(5, 7.3), 新庄川流域=(5, 3.5), 俵野川流域=(5, 2.9), 三原川流域=(5, 3.6), 長野川流域=(5, 4.1), 円頓寺川流域=(5, 3.9), 大谷川流域=(5, 3.2)
	指定河川洪水予報による基準	—
(略)		

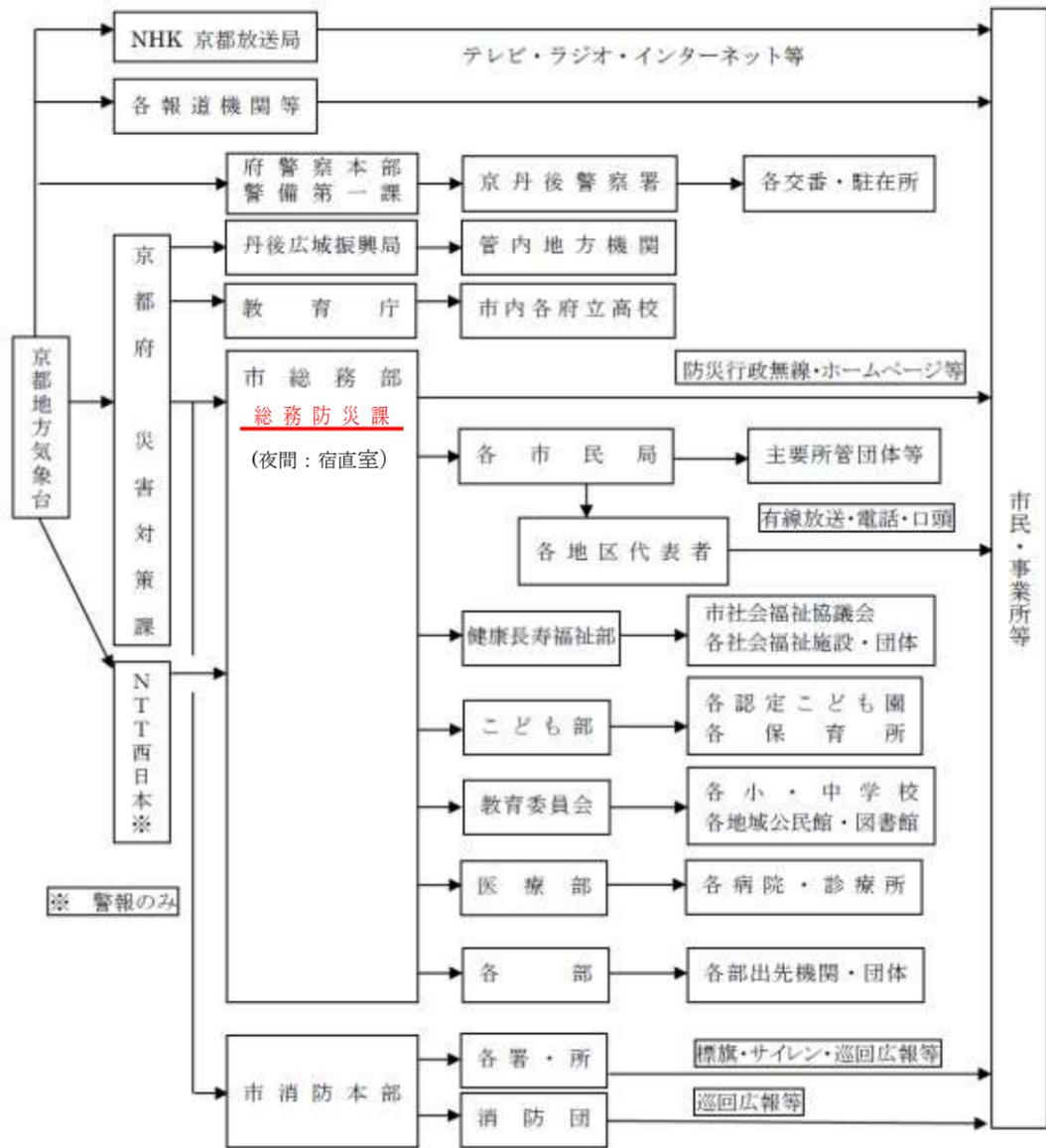
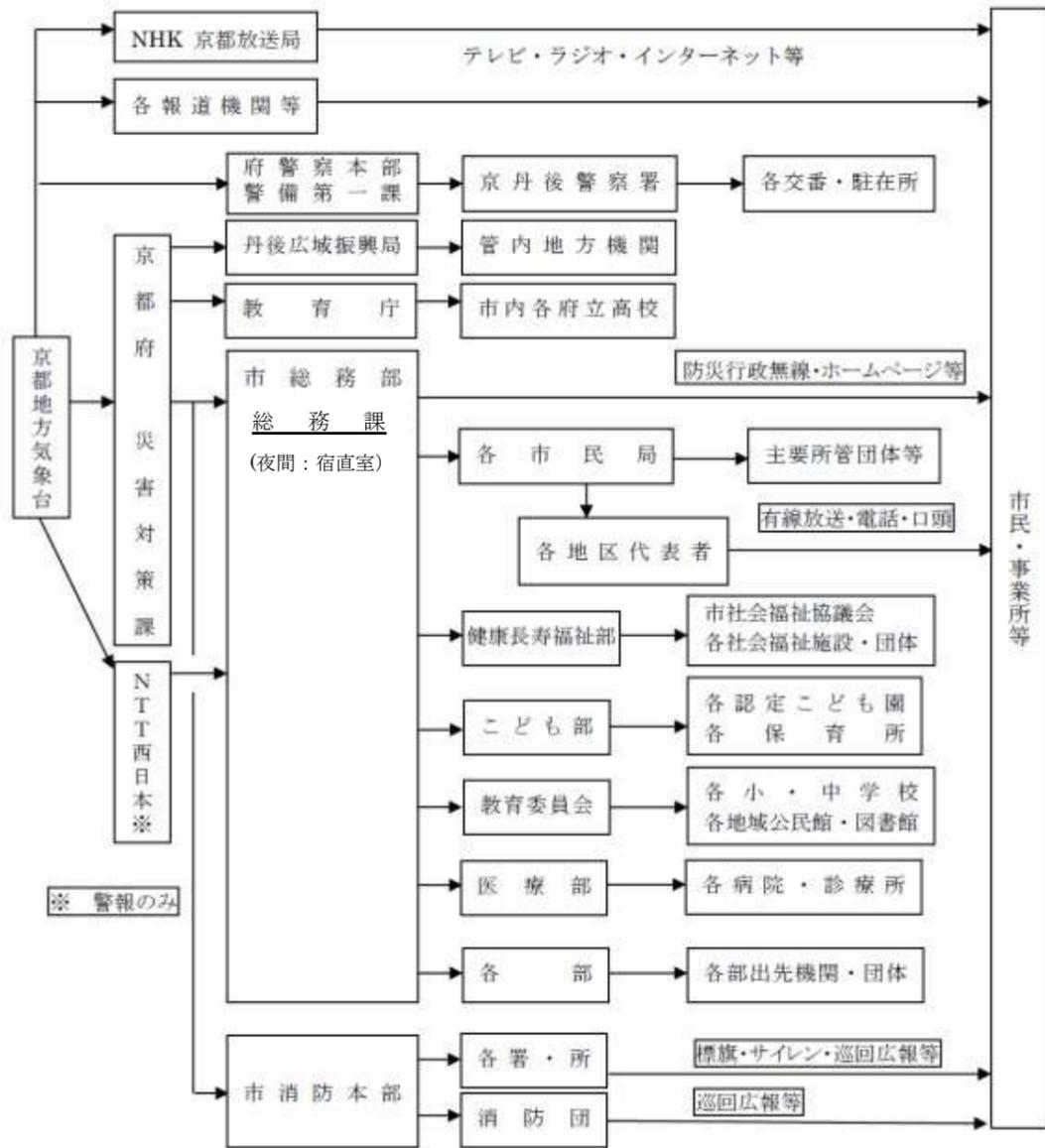
5 注意報・警報の伝達

注意報・警報は、「注意報・警報伝達様式」を用いて伝達される。
 なお、伝達系統図は、以下のとおりである。

5 注意報・警報の伝達

注意報・警報は、「注意報・警報伝達様式」を用いて伝達される。
 なお、伝達系統図は、以下のとおりである。

35



組織改編に伴う修正

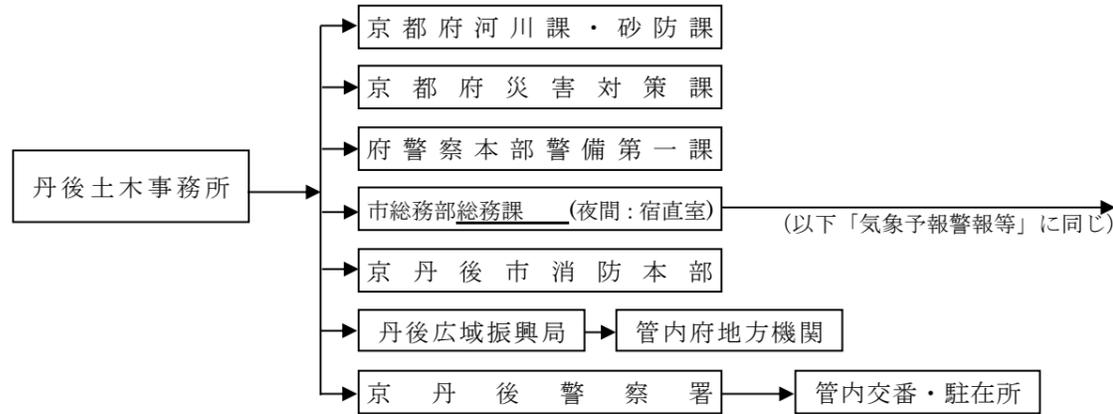
第3 指定河川に対する水防警報等

第3 指定河川に対する水防警報等

2 伝達系統及び方法

2 伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。ただし、指定河川の水防警報は、丹後土木事務所より以下のとおり市、丹後広域振興局及び京丹後警察署に伝達される。



気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。ただし、指定河川の水防警報は、丹後土木事務所より以下のとおり市、丹後広域振興局及び京丹後警察署に伝達される。



第4 市長が行う火災警報

1 発表基準

市長は、府より消防法第22条に基づく火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という）を発表する。ただし、市長が単独に火災警報を発表する場合の基準は次による。

なお、火災警報を発表したときは、火災予防上必要な措置をとるものとする。

- (1) 実効湿度が60%以下となり、かつ最小湿度が30%以下で、風速毎秒7メートル以上のとき
 - (2) 平均風速が毎秒12m以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき
- (追加)

第4 市長が行う火災警報

1 発表基準

市長は、府より消防法第22条に基づく火災気象通報を受報し、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報（以下「火災警報」という）を発令する。

(1) 市長が単独に火災警報を発令する場合の基準は次による。

なお、火災警報を発令したときは、火災予防上必要な措置をとるものとする。

- ア 実効湿度が60%以下となり、かつ最小湿度が30%以下で、風速毎秒7m以上のとき
 - イ 平均風速が毎秒12m以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき
- (2) 火災警報のうち、林野火災に関する警報（以下「林野火災警報」という）の発令基準は、前3日間の合計降水量が1mm以下であり次のいずれかに該当する場合に加え、強風注意報が発表された場合、又は本市において強風注意報発表基準に該当すると認めたとときとする。

なお、林野火災警報を発令したときは、火災予防上必要な措置をとるものとする。

- ア 前30日間の合計降水量が30mm以下であるとき
- イ 乾燥注意報が発表されたとき
- ウ 本市において、乾燥注意報発表基準に該当すると認めたととき

第5 津波警報等

1 津波警報等の種類及び発表基準 (略)

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大 地震	

第5 津波警報等

1 津波警報等の種類及び発表基準 (略)

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大 地震	

京丹後市火災予防条例の改正に伴い、林野火災警報の発令基準を加えたことによる火災警報の発令基準の細分化、文言の訂正（消防本部）

京都府地域防災計画との整合（気象庁HPの内容に基づく修正

			の 場 合 の 発 表	
大津波 警報 (追 加)	予想される津波の 高さが高いところで 3 mを超える場合	10 m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、 人は津波による流れに巻き込 まれる。 ただちに海岸や川沿いから 離れ、高台や避難ビルなど 安全な場所へ避難しなければ ならない。
		10 m (5m<予想高さ≤10m)		
		5 m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の 高さが高いところで 1 mを超え、3 m以 下の場合	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波 が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込 まれる。 ただちに海岸や川沿いから 離れ、高台や避難ビルなど 安全な場所へ避難しなければ ならない。
津波 注意報	予想される津波の 高さが高いところで 0.2m以上、1 m以 下であって、津波によ る災害のおそれがある 場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1 m)	(表 記 し な い)	海の中では人は速い流れに 巻き込まれ、また、養殖いか だが流失し小型船舶が転覆す る。 ただちに海から上がって、 海岸から離れなければなら ない。

注) 1. 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行
う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さい
と判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留
意事項を付して解除を行う場合がある。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津
波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
(追加)

第6 異常現象発見時における措置

- 43 1 通報先及び通報すべき異常現象のめやす
災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その現象が風水害及び土砂災害に関す
る場合は市長（総務課又は各市民局）へ、火災に関する場合は消防機関（本部・署所）へ、地
震発生後の海面異常及びその他の現象の場合は市長又は警察官もしくは海上保安官に直ちに通報す
る。また、通報を受けた各機関は以下に示す通報流れ図のとおり通報するものとする。

第8 雨量・水位情報

- 44 1 雨量・水位の観測
(略)
イ 水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	堤防高	観測器種類
(略)								

			の 場 合 の 発 表	
大津波 警報 (注 3)	予想される最大波の 高さが高いところで 3 mを超える場合	10 m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、 人は津波による流れに巻き込 まれる。 ただちに海岸や川沿いから 離れ、高台や避難ビルなど 安全な場所へ避難しなければ ならない。
		10 m (5m<予想高さ≤10m)		
		5 m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される最大波の 高さが高いところで 1 mを超え、3 m以 下の場合	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波 が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込 まれる。 ただちに海岸や川沿いから 離れ、高台や避難ビルなど 安全な場所へ避難しなければ ならない。
津波 注意報	予想される最大波の 高さが高いところで 0.2m以上、1 m以 下であって、津波によ る災害のおそれがある 場合	1 m (0.2m≤予想高さ≤1 m)	(表 記 し な い)	海の中では人は速い流れに 巻き込まれ、また、養殖いか だが流失し小型船舶が転覆す る。 ただちに海から上がって、 海岸から離れなければなら ない。

注) 1. 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行
う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さい
と判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留
意事項を付して解除を行う場合がある。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津
波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
3. 大津波警報を特別警報に位置づけている

第6 異常現象発見時における措置

- 1 通報先及び通報すべき異常現象のめやす
災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その現象が風水害及び土砂災害に関す
る場合は市長（総務防災課又は各市民局）へ、火災に関する場合は消防機関（本部・署所）へ、地
震発生後の海面異常及びその他の現象の場合は市長又は警察官もしくは海上保安官に直ちに通報す
る。また、通報を受けた各機関は以下に示す通報流れ図のとおり通報するものとする。

第8 雨量・水位情報

- 1 雨量・水位の観測
(略)
イ 水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	堤防高	観測器種類
(略)								

【京都地方気象
台】)

市組織名称の変更

京都府水防計画との
整合

小西川	御旅	峰山町御旅	1.00	1.20	—	—	2.00	テレメータ
(略)								

小西川	御旅	峰山町御旅	1.00	1.20	—	—	—	テレメータ
(略)								

第3章 河川防災計画

第2節 河川の現況

50 市内を流れる河川には、網野町、久美浜町を除く他の4町を流域とする竹野川をはじめ、宇川、吉野川、樋越川、新樋越川、福田川、木津川、佐濃谷川、川上谷川、栃谷川、久美谷川の10水系と、その支流である芋野川、溝谷川、鳥取川、鱒留川、久次川、大谷川、小西川、吉永川、徳良川、力石川、常吉川、久住川、善王寺川（以上竹野川水系）、須川（宇川水系）、離湖、大橋川（以上新樋越川水系）、新庄川（福田川水系）、俵野川（木津川水系）、三原川、長野川、円頓寺川（以上佐濃谷川水系）、永留川、芦原川、伯耆谷川（以上川上谷川水系）、神谷川、河梨川、馬地川（以上久美谷川水系）の2級河川（府知事管理）、市が管理する25の準用河川、普通河川並びに多数の砂防指定河川、小河川がある。

第3章 河川防災計画

第2節 河川の現況

市内を流れる河川には、網野町、久美浜町を除く他の4町を流域とする竹野川をはじめ、宇川、吉野川、新樋越川、福田川、木津川、佐濃谷川、川上谷川、栃谷川、久美谷川の10水系と、その支流である芋野川、溝谷川、鳥取川、鱒留川、久次川、大谷川、小西川、吉永川、徳良川、力石川、常吉川、久住川、善王寺川（以上竹野川水系）、須川（宇川水系）、樋越川、離湖、大橋川（以上新樋越川水系）、新庄川（福田川水系）、俵野川（木津川水系）、三原川、長野川、円頓寺川（以上佐濃谷川水系）、永留川、芦原川、伯耆谷川（以上川上谷川水系）、神谷川、河梨川、馬地川（以上久美谷川水系）の2級河川（府知事管理）、市が管理する25の準用河川、普通河川並びに多数の砂防指定河川、小河川がある。

樋越川は新樋越川の支川であるため

第4章 林地保全計画

第2節 林地保全計画の内容

第2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
山地災害危険地区の周知等	□地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。（詳しい情報はインターネット府ホームページ、府丹後広域振興局森づくり振興課等で確認できる） <u>(追加)</u> (略)
(略)	

第4章 林地保全計画

第2節 林地保全計画の内容

第2 災害予防のためのソフト環境整備

計画名	計画のあらまし
山地災害危険地区の周知等	□地形等から山地災害が懸念される箇所を府が調査し、その危険度が一定以上のものを「山地災害危険地区」とする。（詳しい情報はインターネット府ホームページ、府丹後広域振興局森づくり振興課等で確認できる） <u>府ホームページ URL</u> https://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/chisan/kikenchiku.html (略)
(略)	

より正確に山地災害危険地区の情報を公表するため。

第6章 農業用施設防災計画

第2節 計画の内容

第1 施設の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
(略)	
日常的な対応措置	□ため池：巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈及び流木除去の励行、斜樋底樋の点検整備、堤体の応急補強と通行規制、 <u>洪水吐き</u> 及び下流放水路障害物の除去、不用貯水の排除及び事前放流の徹底、農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管、未利用ため池の廃止 □頭首工： <u>取水</u> 、土砂吐、洪水吐、当の各種ゲート（角おとしの物を含む。）の整備点検、操作の演習 □用排水路：しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理、水路中の各種ゲートの整備点検、操作 □農道：路面補修、側溝、暗きよ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

第6章 農業用施設防災計画

第2節 計画の内容

第1 施設の耐災害性強化

計画名	計画のあらまし
(略)	
日常的な対応措置	□ため池：巡視による異常の早期発見及び報告、特に草刈及び流木除去の励行、斜樋底樋の点検整備、堤体の応急補強と通行規制、 <u>洪水吐</u> 及び下流放水路障害物の除去、不用貯水の排除及び事前放流の徹底、農業用以外に利用されるため池の適正な管理者への移管、未利用ため池の廃止 □頭首工： <u>取水口</u> 、土砂吐、洪水吐、当の各種ゲート（角おとしの物を含む。）の整備点検、操作の演習 □用排水路：しゅんせつ、除草、障害物の除去、破損箇所の修理、水路中の各種ゲートの整備点検、操作 □農道：路面補修、側溝、暗きよ、溜桝、排水管等、排水施設のしゅんせつ、清掃

京都府地域防災計画との整合（文言の修正【近畿農政局】）

63	<p>第11章 建造物防災計画 第2節 計画の内容 第2 建築物等に対する防災上の指導等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅地_防災対策の実施</td> <td> <input type="checkbox"/>府が実施する(追加)_____都市計画法に基づく規制、技術的指導の実施への協力 <input type="checkbox"/>府等関係機関との連携による災害警戒期におけるパトロールの実施 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		宅地_防災対策の実施	<input type="checkbox"/> 府が実施する(追加)_____都市計画法に基づく規制、技術的指導の実施への協力 <input type="checkbox"/> 府等関係機関との連携による災害警戒期におけるパトロールの実施	<p>第11章 建造物防災計画 第2節 計画の内容 第2 建築物等に対する防災上の指導等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅地等防災対策の実施</td> <td> <input type="checkbox"/>府が実施する宅地造成及び特定盛土等規制法又は都市計画法に基づく規制、技術的指導の実施への協力 <input type="checkbox"/>府等関係機関との連携による災害警戒期におけるパトロールの実施 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		宅地等防災対策の実施	<input type="checkbox"/> 府が実施する宅地造成及び特定盛土等規制法又は都市計画法に基づく規制、技術的指導の実施への協力 <input type="checkbox"/> 府等関係機関との連携による災害警戒期におけるパトロールの実施	<p>法改正に伴う修正。 府が実施する規制は都市計画法だけでなく、盛土規制法に基づくものも含まれるため。</p>
計画名	計画のあらまし														
(略)															
宅地_防災対策の実施	<input type="checkbox"/> 府が実施する(追加)_____都市計画法に基づく規制、技術的指導の実施への協力 <input type="checkbox"/> 府等関係機関との連携による災害警戒期におけるパトロールの実施														
計画名	計画のあらまし														
(略)															
宅地等防災対策の実施	<input type="checkbox"/> 府が実施する宅地造成及び特定盛土等規制法又は都市計画法に基づく規制、技術的指導の実施への協力 <input type="checkbox"/> 府等関係機関との連携による災害警戒期におけるパトロールの実施														
68	<p>第14章 消防組織整備計画及び火災予防計画 第2節 計画の内容 3 火災予防施策の推進 (1)出火防止対策の強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅、事業所に対する防火指導の強化</td> <td> <input type="checkbox"/>火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化(追加) <input type="checkbox"/>予防査察及び防火診断の実施 <input type="checkbox"/>防火に関する知識及び地震に対する備えのPR </td> </tr> <tr> <td>防火管理者・施設管理者等に対する指導</td> <td> <input type="checkbox"/>地震発生をも想定した消防計画の整備及び従業員への周知徹底 <input type="checkbox"/>消防用設備等の維持管理の徹底 <input type="checkbox"/>火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 <input type="checkbox"/>スプリンクラー設備等の適正な設置 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	一般住宅、事業所に対する防火指導の強化	<input type="checkbox"/> 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化(追加) <input type="checkbox"/> 予防査察及び防火診断の実施 <input type="checkbox"/> 防火に関する知識及び地震に対する備えのPR	防火管理者・施設管理者等に対する指導	<input type="checkbox"/> 地震発生をも想定した消防計画の整備及び従業員への周知徹底 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の維持管理の徹底 <input type="checkbox"/> 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備等の適正な設置	<p>第14章 消防組織整備計画及び火災予防計画 第2節 計画の内容 3 火災予防施策の推進 (1)出火防止対策の強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅、事業所に対する防火指導の強化</td> <td> <input type="checkbox"/>火気使用設備・器具等の安全化、____内装材料等の不燃化及び感震ブレーカーの普及促進 <input type="checkbox"/>予防査察及び防火診断の実施 <input type="checkbox"/>防火に関する知識及び地震に対する備えのPR </td> </tr> <tr> <td>防火管理者・施設管理者等に対する指導</td> <td> <input type="checkbox"/>地震発生をも想定した消防計画の整備及び従業員への周知徹底 <input type="checkbox"/>消防用設備等の維持管理の徹底 <input type="checkbox"/>火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 <input type="checkbox"/>スプリンクラー設備等の適正な設置 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	一般住宅、事業所に対する防火指導の強化	<input type="checkbox"/> 火気使用設備・器具等の安全化、____内装材料等の不燃化及び感震ブレーカーの普及促進 <input type="checkbox"/> 予防査察及び防火診断の実施 <input type="checkbox"/> 防火に関する知識及び地震に対する備えのPR	防火管理者・施設管理者等に対する指導	<input type="checkbox"/> 地震発生をも想定した消防計画の整備及び従業員への周知徹底 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の維持管理の徹底 <input type="checkbox"/> 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備等の適正な設置	<p>令和6年能登半島地震における火災を踏まえた消防防災対策のあり方検討会報告書に、感震ブレーカーの普及促進が必要であると提言された。さらに、「防災基本計画」(R6.6)及び「国土強靱化計画」(R6.7)においても、新たに国・地方公共団体の役割として、感震ブレーカーの普及促進に努めることが位置づけられた。(消防本部)</p>
計画名	計画のあらまし														
一般住宅、事業所に対する防火指導の強化	<input type="checkbox"/> 火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化(追加) <input type="checkbox"/> 予防査察及び防火診断の実施 <input type="checkbox"/> 防火に関する知識及び地震に対する備えのPR														
防火管理者・施設管理者等に対する指導	<input type="checkbox"/> 地震発生をも想定した消防計画の整備及び従業員への周知徹底 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の維持管理の徹底 <input type="checkbox"/> 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備等の適正な設置														
計画名	計画のあらまし														
一般住宅、事業所に対する防火指導の強化	<input type="checkbox"/> 火気使用設備・器具等の安全化、____内装材料等の不燃化及び感震ブレーカーの普及促進 <input type="checkbox"/> 予防査察及び防火診断の実施 <input type="checkbox"/> 防火に関する知識及び地震に対する備えのPR														
防火管理者・施設管理者等に対する指導	<input type="checkbox"/> 地震発生をも想定した消防計画の整備及び従業員への周知徹底 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の維持管理の徹底 <input type="checkbox"/> 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備等の適正な設置														
72	<p>第18章 通信施設・電気施設防災計画 第2節 計画の内容 第1 施設の耐災害性強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社の設備面の災害予防</td> <td> <input type="checkbox"/>要注意箇所における通信建物及び電気通信設備等の耐震補強、防風水対策 <input type="checkbox"/>電気通信設備等の耐火構造化 <input type="checkbox"/>バックアップ対策 <input type="checkbox"/>災害対策用機器の配備 </td> </tr> <tr> <td>移動通信事業者の設備面の災害予防</td> <td> <input type="checkbox"/>西日本電信電話株式会社に準ずる整備 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	西日本電信電話株式会社の設備面の災害予防	<input type="checkbox"/> 要注意箇所における通信建物及び電気通信設備等の耐震補強、防風水対策 <input type="checkbox"/> 電気通信設備等の耐火構造化 <input type="checkbox"/> バックアップ対策 <input type="checkbox"/> 災害対策用機器の配備	移動通信事業者の設備面の災害予防	<input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社に準ずる整備	<p>第18章 通信施設・電気施設防災計画 第2節 計画の内容 第1 施設の耐災害性強化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>NTT西日本株式会社</u>の設備面の災害予防</td> <td> <input type="checkbox"/>要注意箇所における通信建物及び電気通信設備等の耐震補強、防風水対策 <input type="checkbox"/>電気通信設備等の耐火構造化 <input type="checkbox"/>バックアップ対策 <input type="checkbox"/>災害対策用機器の配備 </td> </tr> <tr> <td>移動通信事業者の設備面の災害予防</td> <td> <input type="checkbox"/><u>NTT西日本株式会社</u>に準ずる整備 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	<u>NTT西日本株式会社</u> の設備面の災害予防	<input type="checkbox"/> 要注意箇所における通信建物及び電気通信設備等の耐震補強、防風水対策 <input type="checkbox"/> 電気通信設備等の耐火構造化 <input type="checkbox"/> バックアップ対策 <input type="checkbox"/> 災害対策用機器の配備	移動通信事業者の設備面の災害予防	<input type="checkbox"/> <u>NTT西日本株式会社</u> に準ずる整備	<p>社名の変更</p>
計画名	計画のあらまし														
西日本電信電話株式会社の設備面の災害予防	<input type="checkbox"/> 要注意箇所における通信建物及び電気通信設備等の耐震補強、防風水対策 <input type="checkbox"/> 電気通信設備等の耐火構造化 <input type="checkbox"/> バックアップ対策 <input type="checkbox"/> 災害対策用機器の配備														
移動通信事業者の設備面の災害予防	<input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社に準ずる整備														
計画名	計画のあらまし														
<u>NTT西日本株式会社</u> の設備面の災害予防	<input type="checkbox"/> 要注意箇所における通信建物及び電気通信設備等の耐震補強、防風水対策 <input type="checkbox"/> 電気通信設備等の耐火構造化 <input type="checkbox"/> バックアップ対策 <input type="checkbox"/> 災害対策用機器の配備														
移動通信事業者の設備面の災害予防	<input type="checkbox"/> <u>NTT西日本株式会社</u> に準ずる整備														

(略)	
第2 災害予防のためのソフト環境整備	
計画名	計画のあらまし
西日本電信電話株式会社 の災害予防のためのソフト環境整備	<input type="checkbox"/> 防災準備体制の整備 <input type="checkbox"/> 防災教育及び防災訓練の実施 <input type="checkbox"/> 災害対策用資機材等の確保 <input type="checkbox"/> 災害対策用資材置場等の確保 <input type="checkbox"/> 災害時広報活動の迅速な実施のための事前準備 <input type="checkbox"/> 広域応援体制の整備 <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル（171）の活用、充実
移動通信事業者の災害予防のためのソフト環境整備	<input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社に準ずる整備
(略)	

第21章 食料・生活必需品確保計画

第2節 計画の内容

第1 市としての救援物資供給体制の整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
物資の調達体制の整備	<input type="checkbox"/> 京都府総合防災情報システム及び国の <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国または府への救援物資の要請を円滑に行える体制の確立 <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 市内及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量の把握 <input type="checkbox"/> 調達に関する協定を締結するなど緊急的に円滑に調達のできる体制の確立

第27章 交通対策及び輸送計画

第2節 計画の内容

第1 緊急時道路輸送体制の整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
緊急通行車両の <u>事前届出</u>	<input type="checkbox"/> 市有車両の <u>事前届出</u> <input type="checkbox"/> 調達予定業者所有車両の <u>事前届出</u>
(略)	

(略)	
第2 災害予防のためのソフト環境整備	
計画名	計画のあらまし
<u>NTT西日本株式会社</u> の災害予防のためのソフト環境整備	<input type="checkbox"/> 防災準備体制の整備 <input type="checkbox"/> 防災教育及び防災訓練の実施 <input type="checkbox"/> 災害対策用資機材等の確保 <input type="checkbox"/> 災害対策用資材置場等の確保 <input type="checkbox"/> 災害時広報活動の迅速な実施のための事前準備 <input type="checkbox"/> 広域応援体制の整備 <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル（171）の活用、充実
移動通信事業者の災害予防のためのソフト環境整備	<input type="checkbox"/> <u>NTT西日本株式会社</u> に準ずる整備
(略)	

第21章 食料・生活必需品確保計画

第2節 計画の内容

第1 市としての救援物資供給体制の整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
物資の調達体制の整備	<input type="checkbox"/> 京都府総合防災情報システム及び国の <u>物資システム (B-PLo (Busshi Procurement and Logistics support system))</u> を活用して、備蓄物資や物資輸送拠点の管理、国または府への救援物資の要請を円滑に行える体制の確立 <input type="checkbox"/> <u>交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプター及び無人航空機等の輸送手段の確保</u> <input type="checkbox"/> 市内及び近隣市町村の区域内の主要業者の物資調達可能数量の把握 <input type="checkbox"/> 調達に関する協定を締結するなど緊急的に円滑に調達のできる体制の確立

第27章 交通対策及び輸送計画

第2節 計画の内容

第1 緊急時道路輸送体制の整備

計画名	計画のあらまし
(略)	
緊急通行車両の <u>確認申出</u>	<input type="checkbox"/> 市有車両の <u>確認申出</u> <input type="checkbox"/> 調達予定業者所有車両の <u>確認申出</u>
(略)	

社名の変更

京都府地域防災計画との整合（防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正【危機管理部】）

災害対策基本法等の改正

88	第3 関係機関・民間団体・事業所との連携強化	
	計画名	計画のあらまし
	緊急輸送活動に関する連携・協力体制の整備	<input type="checkbox"/> 警察署との協議に基づく緊急通行車両の事前届出の促進等 <input type="checkbox"/> 緊急輸送活動応援協力業者・団体の把握 <input type="checkbox"/> 緊急輸送活動業務委託予定業者・団体の把握
(略)		

第29章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

第1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

92	計画名	計画のあらまし
	(略)	(略)
	地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保	<input type="checkbox"/> 避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制 (略) <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認 <input type="checkbox"/> 避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、 <u>社会福祉事業者も含め、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u> 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備 <input type="checkbox"/> 避難支援・安否確認体制の整備（支援者の安全確保にも留意） <input type="checkbox"/> 避難訓練の実施

第35章 避難等に関する計画

第2節 計画の内容

第3 安全避難の環境整備

106 107	計画名	計画のあらまし
	(略)	(略)
	施設・設備・物資の備蓄	<input type="checkbox"/> 指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、 <u>(追加)</u> パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄に努める。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。 <u>(追加)</u>

	第3 関係機関・民間団体・事業所との連携強化	
	計画名	計画のあらまし
	緊急輸送活動に関する連携・協力体制の整備	<input type="checkbox"/> 警察署との協議に基づく緊急通行車両の <u>確認申出</u> の促進等 <input type="checkbox"/> 緊急輸送活動応援協力業者・団体の把握 <input type="checkbox"/> 緊急輸送活動業務委託予定業者・団体の把握
(略)		

第29章 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第2節 計画の内容

第1 福祉のまちづくり、バリアフリー化の促進

	計画名	計画のあらまし
	(略)	(略)
	地域ぐるみの要配慮者避難支援体制の確保	<input type="checkbox"/> 避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制 (略) <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者本人による自宅の災害リスクの確認 <input type="checkbox"/> 避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、 <u>保健師、福祉関係者、NPO等の</u> 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備 <input type="checkbox"/> 避難支援・安否確認体制の整備（支援者の安全確保にも留意） <input type="checkbox"/> 避難訓練の実施

第35章 避難等に関する計画

第2節 計画の内容

第3 安全避難の環境整備

	計画名	計画のあらまし
	(略)	(略)
	施設・設備・物資の備蓄	<input type="checkbox"/> 指定避難所において、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、情報通信機器の確保、必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、 <u>簡易ベッド、</u> パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資等）の備蓄 <input type="checkbox"/> 避難所開設当初から <u>簡易ベッド、パーティション等の設置に努める。</u> <input type="checkbox"/> 避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、 <u>食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施</u> <input type="checkbox"/> 備蓄品の調達に当たっては、女性、子供にも配慮するものとする。 <input type="checkbox"/> トイレの確保にあたっては、 <u>災害時に避難所となる施設における合併処理浄化槽の設置について検討</u>

京都府地域防災計画との整合（防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正【危機管理部】）

京都府地域防災計画との整合（防災基本計画修正（令和6年5月）及び【府通知（7災第53号）】災害時の利用を想定した合併処理浄化槽の設置について（通知）に伴う修正【危機管理部】）

指定避難所運営体制の整備	<input type="checkbox"/> 指定避難所運営マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 高齢者、障がい者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れる。 <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 指定避難所運営訓練の実施 <input type="checkbox"/> 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。 <input type="checkbox"/> 施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 <input type="checkbox"/> 指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 <input type="checkbox"/> 良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換 <input type="checkbox"/> 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成
(略)	

指定避難所運営体制の整備	<input type="checkbox"/> 指定避難所運営マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> 高齢者、障がい者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れる。 <input type="checkbox"/> あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画の作成 <input type="checkbox"/> 指定避難所運営訓練の実施 <input type="checkbox"/> 感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練等の訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。 <input type="checkbox"/> 施設管理者、施設周辺事業所及び区（自主防災組織）等との運営協力体制の確保 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。 <input type="checkbox"/> 住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 <input type="checkbox"/> 指定管理施設が指定避難所になっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 <input type="checkbox"/> 良好な生活環境確保のための専門家等との情報交換 <input type="checkbox"/> 避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成
(略)	

京都府地域防災計画との整合（防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正【危機管理部】）

第3編 災害応急対策計画
 第1部 非常時活動体制に関する対応計画
 第1章 風水害警戒及び突発的事故災害対策
 第1節 気象予警報発表時等の初動対応
 第3 初動対応のめやす

第3編 災害応急対策計画
 第1部 非常時活動体制に関する対応計画
 第1章 風水害警戒及び突発的事故災害対策
 第1節 気象予警報発表時等の初動対応
 第3 初動対応のめやす

114
115

区分	勤務時間内	勤務時間外
大雨警報 洪水警報 高潮警報 大雨、洪水、高潮注意報が発令され災害発生が予想されるとき 台風の進路にあた	<ul style="list-style-type: none"> ●総務課 → 危機管理監 □警報・注意報発表連絡及び警戒本部基本配備体制指示又は通知→災害警戒本部設置 ●総務課 → 部内・府・国出先機関 <ul style="list-style-type: none"> →各部庶務・連絡担当課 →秘書広報広聴課 →各市民局 →消防本部・関係機関 □警報・注意報発表等連絡及び所管事項防災情報収集・報告指示、要請 □警戒本部基本配備体制指示又は通知 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 ●総務課 → 秘書広報広聴課 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿・日直嘱託員→総務課職員 □注意報受信連絡 ●総務課 職員 □必要に応じて庁舎に緊急登庁 □必要に応じて勤務時間内に準ずる対応

区分	勤務時間内	勤務時間外
大雨警報 洪水警報 高潮警報 大雨、洪水、高潮注意報が発令され災害発生が予想されるとき 台風の進路にあた	<ul style="list-style-type: none"> ●総務防災課 → 危機管理監 □警報・注意報発表連絡及び警戒本部基本配備体制指示又は通知→災害警戒本部設置 ●総務防災課 → 部内・府・国出先機関 <ul style="list-style-type: none"> →各部庶務・連絡担当課 →秘書広報広聴課 →各市民局 →消防本部・関係機関 □警報・注意報発表等連絡及び所管事項防災情報収集・報告指示、要請 □警戒本部基本配備体制指示又は通知 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 ●総務防災課 → 秘書広報広聴課 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿・日直嘱託員→総務防災課職員 □注意報受信連絡 ●総務防災課職員 □必要に応じて庁舎に緊急登庁 □必要に応じて勤務時間内に準ずる対応

市組織名称の変更

<p>ると予想 されると き</p>	<p><input type="checkbox"/>市民向け広報体制確保(市HP等) <input type="checkbox"/>災害発生危険区域避難又は警戒指示 ●<u>総務課</u> →消防本部→団本部 <input type="checkbox"/>災害発生危険区域避難又は警戒指示 <input type="checkbox"/>連絡体制確保</p>		<p>ると予想 されると き</p>	<p><input type="checkbox"/>市民向け広報体制確保(市HP等) <input type="checkbox"/>災害発生危険区域避難又は警戒指示 ●<u>総務防災課</u> →消防本部→団本部 <input type="checkbox"/>災害発生危険区域避難又は警戒指示 <input type="checkbox"/>連絡体制確保</p>														
<p>大雨その他異常な自然現象により、高齢者等避難、避難指示を発令するとき、又は短時間のうちに発令が見込まれるとき</p>	<p>●<u>総務課</u> →部内・府・国出先機関 →各部庶務・連絡担当 →秘書広報広聴課 →各市民局 →消防本部・関係機関 <input type="checkbox"/>警報発表等連絡及び警戒本部2号配備体制指示又は通知→災害警戒本部設置 <input type="checkbox"/>指定緊急避難場所等開設指示→各市民局 以下 1号配備体制と同様の対応 ●<u>総務課</u> →秘書広報広聴課 1号配備体制と同様の対応 ●<u>総務課</u> →消防本部→団本部 1号配備体制と同様の対応</p>	<p>●宿・日直嘱託員→<u>総務課</u> 職員 <input type="checkbox"/>警報等受信連絡 ●<u>総務課</u> 職員 <input type="checkbox"/>直ちに登庁 <input type="checkbox"/>勤務時間内に準ずる対応</p>	<p>大雨その他異常な自然現象により、高齢者等避難、避難指示を発令するとき、又は短時間のうちに発令が見込まれるとき</p>	<p>●<u>総務防災課</u> →部内・府・国出先機関 →各部庶務・連絡担当 →秘書広報広聴課 →各市民局 →消防本部・関係機関 <input type="checkbox"/>警報発表等連絡及び警戒本部2号配備体制指示又は通知→災害警戒本部設置 <input type="checkbox"/>指定緊急避難場所等開設指示→各市民局 以下 1号配備体制と同様の対応 ●<u>総務防災課</u> →秘書広報広聴課 1号配備体制と同様の対応 ●<u>総務防災課</u> →消防本部→団本部 1号配備体制と同様の対応</p>	<p>●宿・日直嘱託員→<u>総務防災課</u> 職員 <input type="checkbox"/>警報等受信連絡 ●<u>総務防災課</u> 職員 <input type="checkbox"/>直ちに登庁 <input type="checkbox"/>勤務時間内に準ずる対応</p>													
<p>116 2 建設部</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進路にあ</td> <td>●管理課→部内・府・国出先機関 <input type="checkbox"/>警報発表等及び警戒本部1号配備体制による災害警戒本部設置連絡 <input type="checkbox"/>府・国を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 ●部内所管課→関係団体等 <input type="checkbox"/>団体等を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 <input type="checkbox"/>連絡体制確保 <input type="checkbox"/>応援出動要請 ●管理課→<u>総務課</u> <input type="checkbox"/>以上に関する復命報告(第1報)</td> <td>●管理課防災担当職員 <input type="checkbox"/>緊急登庁 <input type="checkbox"/>その他勤務時間内に準ずる対応</td> </tr> </tbody> </table>		区分	勤務時間内	勤務時間外	大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進路にあ	●管理課→部内・府・国出先機関 <input type="checkbox"/> 警報発表等及び警戒本部1号配備体制による災害警戒本部設置連絡 <input type="checkbox"/> 府・国を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 ●部内所管課→関係団体等 <input type="checkbox"/> 団体等を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 <input type="checkbox"/> 連絡体制確保 <input type="checkbox"/> 応援出動要請 ●管理課→ <u>総務課</u> <input type="checkbox"/> 以上に関する復命報告(第1報)	●管理課防災担当職員 <input type="checkbox"/> 緊急登庁 <input type="checkbox"/> その他勤務時間内に準ずる対応	<p>2 建設部</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進路にあ</td> <td>●管理課→部内・府・国出先機関 <input type="checkbox"/>警報発表等及び警戒本部1号配備体制による災害警戒本部設置連絡 <input type="checkbox"/>府・国を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 ●部内所管課→関係団体等 <input type="checkbox"/>団体等を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 <input type="checkbox"/>連絡体制確保 <input type="checkbox"/>応援出動要請 ●管理課→<u>総務防災課</u> <input type="checkbox"/>以上に関する復命報告(第1報)</td> <td>●管理課防災担当職員 <input type="checkbox"/>緊急登庁 <input type="checkbox"/>その他勤務時間内に準ずる対応</td> </tr> </tbody> </table>		区分	勤務時間内	勤務時間外	大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進路にあ	●管理課→部内・府・国出先機関 <input type="checkbox"/> 警報発表等及び警戒本部1号配備体制による災害警戒本部設置連絡 <input type="checkbox"/> 府・国を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 ●部内所管課→関係団体等 <input type="checkbox"/> 団体等を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 <input type="checkbox"/> 連絡体制確保 <input type="checkbox"/> 応援出動要請 ●管理課→ <u>総務防災課</u> <input type="checkbox"/> 以上に関する復命報告(第1報)	●管理課防災担当職員 <input type="checkbox"/> 緊急登庁 <input type="checkbox"/> その他勤務時間内に準ずる対応
区分	勤務時間内	勤務時間外																
大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進路にあ	●管理課→部内・府・国出先機関 <input type="checkbox"/> 警報発表等及び警戒本部1号配備体制による災害警戒本部設置連絡 <input type="checkbox"/> 府・国を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 ●部内所管課→関係団体等 <input type="checkbox"/> 団体等を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 <input type="checkbox"/> 連絡体制確保 <input type="checkbox"/> 応援出動要請 ●管理課→ <u>総務課</u> <input type="checkbox"/> 以上に関する復命報告(第1報)	●管理課防災担当職員 <input type="checkbox"/> 緊急登庁 <input type="checkbox"/> その他勤務時間内に準ずる対応																
区分	勤務時間内	勤務時間外																
大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進路にあ	●管理課→部内・府・国出先機関 <input type="checkbox"/> 警報発表等及び警戒本部1号配備体制による災害警戒本部設置連絡 <input type="checkbox"/> 府・国を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 ●部内所管課→関係団体等 <input type="checkbox"/> 団体等を通じた道路、河川、海岸等所管事項防災情報収集 <input type="checkbox"/> 連絡体制確保 <input type="checkbox"/> 応援出動要請 ●管理課→ <u>総務防災課</u> <input type="checkbox"/> 以上に関する復命報告(第1報)	●管理課防災担当職員 <input type="checkbox"/> 緊急登庁 <input type="checkbox"/> その他勤務時間内に準ずる対応																

	るとき			るとき			
	大雨その他異常な自然現象により、高齢者等避難、避難指示を発令するとき、又は短時間のうちに発令が見込まれるとき	<ul style="list-style-type: none"> ●管理課→部内・府・国出先機関 □警報発表等及び警戒本部2号配備体制による災害警戒本部設置連絡 以下 1号配備体制と同様の対応 ●部内所管課→関係団体等 1号配備体制と同様の対応 ●管理課→<u>総務課</u> 1号配備体制と同様の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●管理課防災担当職員 □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応 	大雨その他異常な自然現象により、高齢者等避難、避難指示を発令するとき、又は短時間のうちに発令が見込まれるとき	<ul style="list-style-type: none"> ●管理課→部内・府・国出先機関 □警報発表等及び警戒本部2号配備体制による災害警戒本部設置連絡 以下 1号配備体制と同様の対応 ●部内所管課→関係団体等 1号配備体制と同様の対応 ●管理課→<u>総務防災課</u> 1号配備体制と同様の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●管理課防災担当職員 □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応 	
117	3 各部			3 各部			
	区分	勤務時間内	勤務時間外	区分	勤務時間内	勤務時間外	
	大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進	<ul style="list-style-type: none"> ●庶務担当課→部内・府・国出先機関 □警報発表等及び警戒本部1号配備体制による災害警戒本部設置連絡 □府・国を通じた所管事項防災情報収集 ●部内所管課→関係団体等 □団体等を通じた所管事項防災情報収集 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 □連絡体制確保 □応援出動、準備要請 ●庶務担当課→<u>総務課</u> □以上に関する復命報告（第1報） 	<ul style="list-style-type: none"> ●各部庶務担当課防災担当職員 □指示により緊急登庁又は自宅待機 □その他勤務時間内に準ずる対応 	大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進	<ul style="list-style-type: none"> ●庶務担当課→部内・府・国出先機関 □警報発表等及び警戒本部1号配備体制による災害警戒本部設置連絡 □府・国を通じた所管事項防災情報収集 ●部内所管課→関係団体等 □団体等を通じた所管事項防災情報収集 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 □連絡体制確保 □応援出動、準備要請 ●庶務担当課→<u>総務防災課</u> □以上に関する復命報告（第1報） 	<ul style="list-style-type: none"> ●各部庶務担当課防災担当職員 □指示により緊急登庁又は自宅待機 □その他勤務時間内に準ずる対応 	

	路にあたる るとき			路にあたる るとき			
	大雨その他異常な自然現象により、高齢者等避難、避難指示を発令するとき、又は短時間のうちに発令が見込まれるとき	<ul style="list-style-type: none"> ●庶務担当課→部内・関係機関・団体等 □警報発表等及び警戒本部2号配備体制による災害警戒本部設置連絡 以下 1号配備体制と同様の対応 ●部内所管課→関係団体等 1号配備体制と同様の対応 ●庶務担当課→<u>総務課</u> 1号配備体制と同様の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●各部庶務担当課防災担当職員 □指示により緊急登庁又は自宅待機 □その他勤務時間内に準ずる対応 	大雨その他異常な自然現象により、高齢者等避難、避難指示を発令するとき、又は短時間のうちに発令が見込まれるとき	<ul style="list-style-type: none"> ●庶務担当課→部内・関係機関・団体等 □警報発表等及び警戒本部2号配備体制による災害警戒本部設置連絡 以下 1号配備体制と同様の対応 ●部内所管課→関係団体等 1号配備体制と同様の対応 ●庶務担当課→<u>総務防災課</u> 1号配備体制と同様の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●各部庶務担当課防災担当職員 □指示により緊急登庁又は自宅待機 □その他勤務時間内に準ずる対応 	

4 各市民局

4 各市民局

118
119

区分	勤務時間内	勤務時間外
大雨警報 洪水警報 高潮警報 大雨、洪水、高潮注意報が発令され災害発生が予想されるとき 台風の進路にあたりと予想されるとき	<ul style="list-style-type: none"> ●市民局→局内・各部課等 →区長及び協力団体等 □警報・注意報発表等及び所管地区内道路、河川、海岸等防災情報収集指示又は要請 □応急対策用資機材確保指示又は要請 □消防団・区長・団体等との連絡体制確保 □警戒本部基本配備体制による災害警戒本部〇〇支部設置連絡 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 ●各部課等→学校・保育所・認定こども園・団体等 □学校・保育所・認定こども園・団体等を通じた防災情報収集 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 □必要に応じて応援出動、準備要請 □連絡体制確保 ●市民局→<u>総務課</u> □以上に関する復命報告（第1報） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民局防災担当職員（連絡を受けた場合） □指示により緊急登庁又は自宅待機 □その他勤務時間内に準ずる対応

区分	勤務時間内	勤務時間外
大雨警報 洪水警報 高潮警報 大雨、洪水、高潮注意報が発令され災害発生が予想されるとき 台風の進路にあたりと予想されるとき	<ul style="list-style-type: none"> ●市民局→局内・各部課等 →区長及び協力団体等 □警報・注意報発表等及び所管地区内道路、河川、海岸等防災情報収集指示又は要請 □応急対策用資機材確保指示又は要請 □消防団・区長・団体等との連絡体制確保 □警戒本部基本配備体制による災害警戒本部〇〇支部設置連絡 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 ●各部課等→学校・保育所・認定こども園・団体等 □学校・保育所・認定こども園・団体等を通じた防災情報収集 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 □必要に応じて応援出動、準備要請 □連絡体制確保 ●市民局→<u>総務防災課</u> □以上に関する復命報告（第1報） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民局防災担当職員（連絡を受けた場合） □指示により緊急登庁又は自宅待機 □その他勤務時間内に準ずる対応

大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進路にあたる時	●市民局→局内・各部課等 →区長及び協力団体等 □警報発表等及び所管地区内道路、河川、海岸等防災情報収集指示又は要請 □応急対策用資機材確保指示又は要請 □消防団・区長・団体等との連絡体制確保 □警戒本部1号配備体制による災害警戒本部〇〇支部設置連絡 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 ●各部課等→学校・保育所・認定こども園・団体等 □学校・保育所・認定こども園・団体等を通じた防災情報収集 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 □応援出動、準備要請 □連絡体制確保 ●市民局→ <u>総務課</u> □以上に関する復命報告（第1報）	●市民局防災担当職員 □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応
--	--	--

大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置、田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき 台風の進路にあたる時	●市民局→局内・各部課等 →区長及び協力団体等 □警報発表等及び所管地区内道路、河川、海岸等防災情報収集指示又は要請 □応急対策用資機材確保指示又は要請 □消防団・区長・団体等との連絡体制確保 □警戒本部1号配備体制による災害警戒本部〇〇支部設置連絡 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 ●各部課等→学校・保育所・認定こども園・団体等 □学校・保育所・認定こども園・団体等を通じた防災情報収集 □災害発生危険区域向け避難又は警戒指示 □応援出動、準備要請 □連絡体制確保 ●市民局→ <u>総務防災課</u> □以上に関する復命報告（第1報）	●市民局防災担当職員 □緊急登庁 □その他勤務時間内に準ずる対応
--	--	--

122 第4節 突発的事故災害対策

第1 とりまとめ責任担当部・課 (総務部総務課 [支部設置市民局]) ※ 平常時の部名称

123 第4 事故災害別対応のめやす

1 石油類流出事故災害及び大規模海難事故災害の場合

(2) 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
□関係漁協 □府漁協 <u>連</u> 合会	□発生地・海岸、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □防災出動の要請（拡散防止、負傷者搬送救出、除去・回収等）
□広域振興局 又は府災害対策課	□発生地・海岸、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □ヘリコプター出動を含む広域救急搬送体制確保に関する協力要請 □海上災害防止センターへの通報、出動要請

第2章 災害対策本部等運用計画

第1節 計画の方針

第3 各非常時組織の設置基準、代替設置場所、代行順位

第4節 突発的事故災害対策

第1 とりまとめ責任担当部・課 (総務部総務防災課 [支部設置市民局]) ※ 平常時の部名称

第4 事故災害別対応のめやす

1 石油類流出事故災害及び大規模海難事故災害の場合

(2) 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

連絡先	通報内容、要請事項
□関係漁協 □府漁協	□発生地・海岸、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □防災出動の要請（拡散防止、負傷者搬送救出、除去・回収等）
□広域振興局 又は府災害対策課	□発生地・海岸、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） □ヘリコプター出動を含む広域救急搬送体制確保に関する協力要請 □海上災害防止センターへの通報、出動要請

第2章 災害対策本部等運用計画

第1節 計画の方針

第3 各非常時組織の設置基準、代替設置場所、代行順位

京都府地域防災計画との整合（名称の修正【農林水産部】）

班				課、政策企画課、ふるさと応援推進課、人事課、 <u>総務課</u> 、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	<input type="checkbox"/> 警戒対策要員に関する統括 <input type="checkbox"/> 情報の収集・連絡に関する統括 <input type="checkbox"/> 防災関係機関との連携に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急輸送に関する統括 <input type="checkbox"/> 応急資機材等の確保に関する統括 <input type="checkbox"/> 警戒時における広報に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急避難に関する統括 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 鉄道、バス等公共交通対策に関する統括
(略)					

※ 基本配備体制の班員は総務課のみとする。
 ※ 各班の事務分掌の詳細は、災害対策本部の規定を準用する。

第3節 雪害及び事故対策本部

第3 雪害及び事故対策本部の各級責任者、構成・事務分掌

1 雪害対策本部長等各級責任者

区分	雪害対策本部の場合	豪雪対策本部の場合
本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長、消防長、危機管理監	
本部長	市長公室長、総務部長、市民環境部長、健康長寿福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、教育次長	議会事務局長、市長公室長、総務部長、市民環境部長、医療部長、健康長寿福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育次長、教育理事
各班長	以下の優先順位により決定する。	
総務班長	<u>総務課長</u> 、政策企画課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長	<u>総務課長</u> 、政策企画課長、ふるさと応援推進課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長
(略)		

2 雪害対策本部及び豪雪対策本部の構成・事務分掌

本部を構成する班			班員となる課	事務分掌
名称	雪害	豪雪		
総務班	○	○	議会総務課、秘書広報広聴課、政策企画課、ふるさと応援推進課、人事課、 <u>総務課</u> 、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	<input type="checkbox"/> 雪害対策本部及び豪雪対策本部に関する統括 <input type="checkbox"/> 雪害対策要員に関する統括 <input type="checkbox"/> 情報の収集・連絡に関する統括 <input type="checkbox"/> 防災関係機関との連携に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急輸送に関する統括 <input type="checkbox"/> 応急資機材等の確保に関する統括 <input type="checkbox"/> 広報に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急避難に関する統括 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 鉄道、バス等公共交通対策に関する統括
(略)				

班				課、政策企画課、ふるさと応援推進課、人事課、 <u>総務防災課</u> 、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	<input type="checkbox"/> 警戒対策要員に関する統括 <input type="checkbox"/> 情報の収集・連絡に関する統括 <input type="checkbox"/> 防災関係機関との連携に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急輸送に関する統括 <input type="checkbox"/> 応急資機材等の確保に関する統括 <input type="checkbox"/> 警戒時における広報に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急避難に関する統括 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 鉄道、バス等公共交通対策に関する統括
(略)					

※ 基本配備体制の班員は総務防災課のみとする。
 ※ 各班の事務分掌の詳細は、災害対策本部の規定を準用する。

第3節 雪害及び事故対策本部

第3 雪害及び事故対策本部の各級責任者、構成・事務分掌

1 雪害対策本部長等各級責任者

区分	雪害対策本部の場合	豪雪対策本部の場合
本部長	市長	
副本部長	副市長、教育長、消防長、危機管理監	
本部長	市長公室長、総務部長、市民環境部長、健康長寿福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、教育次長	議会事務局長、市長公室長、総務部長、市民環境部長、医療部長、健康長寿福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、上下水道部長、会計管理者、教育次長、教育理事
各班長	以下の優先順位により決定する。	
総務班長	<u>総務防災課長</u> 、政策企画課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長	<u>総務防災課長</u> 、政策企画課長、ふるさと応援推進課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長
(略)		

2 雪害対策本部及び豪雪対策本部の構成・事務分掌

本部を構成する班			班員となる課	事務分掌
名称	雪害	豪雪		
総務班	○	○	議会総務課、秘書広報広聴課、政策企画課、ふるさと応援推進課、人事課、 <u>総務防災課</u> 、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	<input type="checkbox"/> 雪害対策本部及び豪雪対策本部に関する統括 <input type="checkbox"/> 雪害対策要員に関する統括 <input type="checkbox"/> 情報の収集・連絡に関する統括 <input type="checkbox"/> 防災関係機関との連携に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急輸送に関する統括 <input type="checkbox"/> 応急資機材等の確保に関する統括 <input type="checkbox"/> 広報に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急避難に関する統括 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 鉄道、バス等公共交通対策に関する統括
(略)				

第4節 災害対策本部

第3 各会議の構成、各部等責任者、その他必要な事項

2 各部・班責任者

区分	部・班名	責任者となる職名
部長	(略)	(略)
班長	総務部本部指令班	総務課長
	(略)	(略)

第4 本部各部・班の事務分掌、構成のめやす

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
総務部	部長・総務部長	総務課長	議会総務課 総務課 市民課 生活福祉課 農業振興課 商工振興課 管理課	(本部指令班) (略)
	副部長・議事事務局長・市長公室長・会計管理者	(略)	教育総務課 消防本部総務課 消防団 の各1名指名する職員・団員	
(略)				

第4章 通信情報連絡活動計画

第3節 災害情報及び防災情報の収集・連絡

第2 災害情報及び防災情報の報告・連絡

第4節 災害対策本部

第3 各会議の構成、各部等責任者、その他必要な事項

2 各部・班責任者

区分	部・班名	責任者となる職名
部長	(略)	(略)
班長	総務部本部指令班	総務防災課長
	(略)	(略)

第4 本部各部・班の事務分掌、構成のめやす

部名	部長・副部長	部・班の構成員		部を構成する班及び事務分掌のめやす
		班長職名	班員課名	
総務部	部長・総務部長	総務防災課長	議会総務課 総務防災課 市民課 生活福祉課 農業振興課 商工振興課 管理課	(本部指令班) (略)
	副部長・議事事務局長・市長公室長・会計管理者	(略)	教育総務課 消防本部総務課 消防団 の各1名指名する職員・団員	
(略)				

第4章 通信情報連絡活動計画

第3節 災害情報及び防災情報の収集・連絡

第2 災害情報及び防災情報の報告・連絡

166	<p>1 情報の総括責任者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 別</th> <th colspan="2">情報の総括責任者</th> </tr> <tr> <th>本部職名</th> <th>平常時職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括責任者</td> <td>総務部長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>取扱責任者</td> <td>本部指令班長</td> <td>総務課長</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	情報の総括責任者		本部職名	平常時職名	総括責任者	総務部長	総務部長	取扱責任者	本部指令班長	総務課長	<p>1 情報の総括責任者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 別</th> <th colspan="2">情報の総括責任者</th> </tr> <tr> <th>本部職名</th> <th>平常時職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括責任者</td> <td>総務部長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>取扱責任者</td> <td>本部指令班長</td> <td>総務防災課長</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	情報の総括責任者		本部職名	平常時職名	総括責任者	総務部長	総務部長	取扱責任者	本部指令班長	総務防災課長	
区 別	情報の総括責任者																								
	本部職名	平常時職名																							
総括責任者	総務部長	総務部長																							
取扱責任者	本部指令班長	総務課長																							
区 別	情報の総括責任者																								
	本部職名	平常時職名																							
総括責任者	総務部長	総務部長																							
取扱責任者	本部指令班長	総務防災課長																							
173	<p>第5章 災害広報広聴計画</p> <p>第4節 防災関係機関との相互協力</p> <p>災害の広報にあたっては、府を通じて防災関係機関の情報の収集に努めるとともに、必要があるときは、直接本部長より他の防災関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。</p>	<p>第5章 災害広報広聴計画</p> <p>第4節 防災関係機関との相互協力</p> <p>災害の広報に<u>当たって</u>は、府を通じて防災関係機関の情報の収集に努めるとともに、必要があるときは、直接本部長より他の防災関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、Lアラート（災害情報共有システム）を利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。</p>	<p>京都府地域防災計画との整合（文言の修正【知事室長G】）</p>																						
180	<p>第8章 応急資機材等の確保計画</p> <p>第2節 応急資機材等確保体制及び要領</p> <p>第2 調達業務の業者委託</p> <p>1 調達業務の業者委託に関する基本指針</p> <p>(1)大規模な災害が発生し、明らかに被害の程度が一定の基準を越えると推定される場合は、行政サービス業務の遂行上大きな支障がない限り業者委託する。</p> <p>(2)業者の選定にあたっては、調達品目に関するノウハウ・設備・機材及び要員を有するとともに、全国的な事業所ネットワークを有する業者もしくは同等の機能を発揮することが期待できる業者を総務課があらかじめ把握しておく。</p>	<p>第8章 応急資機材等の確保計画</p> <p>第2節 応急資機材等確保体制及び要領</p> <p>第2 調達業務の業者委託</p> <p>1 調達業務の業者委託に関する基本指針</p> <p>(1)大規模な災害が発生し、明らかに被害の程度が一定の基準を越えると推定される場合は、行政サービス業務の遂行上大きな支障がない限り業者委託する。</p> <p>(2)業者の選定にあたっては、調達品目に関するノウハウ・設備・機材及び要員を有するとともに、全国的な事業所ネットワークを有する業者もしくは同等の機能を発揮することが期待できる業者を総務防災課があらかじめ把握しておく。</p>	<p>市組織名称の変更</p>																						
184	<p>第11章 ボランティア受入計画</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第11章 ボランティア受入計画</p> <p><u>第3節 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の活動支援</u></p> <p><u>1 市及び関係機関等は、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体が応援活動に参加する際の宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p><u>2 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u></p>	<p>京都府地域防災計画との整合（防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正【危機管理部】）</p>																						
185	<p><u>第3節 一般ボランティアの受付及びコーディネート</u></p>	<p><u>第4節 一般ボランティアの受付及びコーディネート</u></p>	<p>節の繰り下げ</p>																						

	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第13章 応援協力要請（受援）計画</p> <p>第2節 応援協力要請の内容</p> <p>第7 府の市町村等への支援</p>	<p>第3 一般ボランティアに対する支援</p> <p><u>市及び関係機関等は、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所及び食事の確保等について配慮する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p><u>また、ボランティアの宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめボランティアに紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p>	<p>京都府地域防災計画との整合（防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正【危機管理部】）</p>																																																																																
188	<p>2 京都府職員災害応援隊_____の派遣</p> <p>(1) 概要 大規模な災害等の発生時に、府内市町村等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるために、府は、府職員の迅速な応援派遣を行うとともに、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、あらかじめ応援出動可能な府職員を登録し、必要な訓練・研修を施した上であらかじめ京都府職員災害応援隊を組織する。</p> <p>(2) 応援の実施 (略)</p> <p>第2部 二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画</p> <p>第2章 水防活動計画</p> <p>第3節 重要水防区域</p> <p>第1 特に重要な重要水防区域</p>	<p>2 京都府<u>災害時応援職員登録制度に基づく職員</u>の派遣</p> <p>(1) 概要 大規模な災害等の発生時に、府内市町村等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるために、府は、府職員の迅速な応援派遣を行うとともに、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、<u>災害支援の経験を有する者や災害支援に係る研修を受講した府職員を登録し、被災市町村等への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。</u></p> <p>(2) 応援の実施 (略)</p> <p>第2部 二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画</p> <p>第2章 水防活動計画</p> <p>第3節 重要水防区域</p> <p>第1 特に重要な重要水防区域</p>	<p>京都府地域防災計画との整合（名称の統一化を図ることに伴う修正【危機管理部】）</p>																																																																																
193	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担当支部</th> <th>左右岸別</th> <th>場所</th> <th>延長</th> <th>予想被害原因種別</th> <th>予想される水防工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>一樋越川</td> <td>大橋川</td> <td>網野</td> <td>右</td> <td>島津中島本線～北替橋</td> <td>600</td> <td>溢水</td> <td>積土俵工</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>佐濃谷</td> <td>三原川</td> <td>久美浜</td> <td>左</td> <td></td> <td>関府道野中小天橋</td> <td>400</td> <td>溢水</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	担当支部	左右岸別	場所	延長	予想被害原因種別	予想される水防工法	(略)								一樋越川	大橋川	網野	右	島津中島本線～北替橋	600	溢水	積土俵工	(略)								佐濃谷	三原川	久美浜	左		関府道野中小天橋	400	溢水	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>担当支部</th> <th>左右岸別</th> <th>場所</th> <th>延長</th> <th>予想被害原因種別</th> <th>予想される水防工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>新樋越川</td> <td>大橋川</td> <td>網野</td> <td>右</td> <td>島津中島本線～北替橋</td> <td>600</td> <td>溢水</td> <td>積土俵工</td> </tr> <tr> <td colspan="8">(略)</td> </tr> <tr> <td>佐濃谷</td> <td>三原川</td> <td>久美浜</td> <td>左</td> <td></td> <td>関府道野中小天橋</td> <td>400</td> <td>溢水</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	担当支部	左右岸別	場所	延長	予想被害原因種別	予想される水防工法	(略)								新樋越川	大橋川	網野	右	島津中島本線～北替橋	600	溢水	積土俵工	(略)								佐濃谷	三原川	久美浜	左		関府道野中小天橋	400	溢水	<p>樋越川は新樋越川の支川であるため 京都府水防計画との整合</p>
水系名	河川名	担当支部	左右岸別	場所	延長	予想被害原因種別	予想される水防工法																																																																												
(略)																																																																																			
一樋越川	大橋川	網野	右	島津中島本線～北替橋	600	溢水	積土俵工																																																																												
(略)																																																																																			
佐濃谷	三原川	久美浜	左		関府道野中小天橋	400	溢水																																																																												
水系名	河川名	担当支部	左右岸別	場所	延長	予想被害原因種別	予想される水防工法																																																																												
(略)																																																																																			
新樋越川	大橋川	網野	右	島津中島本線～北替橋	600	溢水	積土俵工																																																																												
(略)																																																																																			
佐濃谷	三原川	久美浜	左		関府道野中小天橋	400	溢水																																																																												

川					停車場 線より 上流		
	円頓寺川		左		佐濃谷 川合流 点より 上流	200	溢水
(略)							

川					停車場 線より 上流		
	円頓寺川		左		郷宮 ノ下橋 より 上流	200	溢水
(略)							

194

第2 重要水防区域

水系名	河川名	担当 支部	左右 岸別	場所	延長	予想被害 原因種別	予想され る 水防工法
(略)							
一 樋 越 川	大橋川	網野	左	島津中島本線～北替橋	600		

第2 重要水防区域

水系名	河川名	担当 支部	左右 岸別	場所	延長	予想被害 原因種別	予想され る 水防工法
(略)							
新 樋 越 川	大橋川	網野	左	島津中島本線～北替橋	600		

第4節 水位、雨量観測通報

第2 雨量

(略)

第4節 水位、雨量観測通報

第2 雨量

(略)

197

観測所名	設置場所	観測方法	分担
峰山	峰山町丹波	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
五箇	峰山町五箇小字船岡	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
網野橋	網野町小浜小字小橋	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
日和田	網野町日和田小字マキバ	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
宇川	丹後町平(井上)	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
佐濃	久美浜町野中	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
久美浜	久美浜町小字小谷	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班

観測所名	設置場所	観測方法	分担
峰山	峰山町丹波	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
五箇	峰山町五箇小字船岡	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
網野橋	網野町小浜小字小橋	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
日和田	網野町日和田小字マキバ	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
宇川	丹後町平(井上)	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
碓高原	丹後町碓	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
小田	弥栄町小田小字回り刈	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
久美浜	久美浜町小字小谷	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班
出合橋	久美浜町野中小字出合	丹後土木事務所テレメータ	本部指令班

第3章 土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策

第2節 土砂災害対策

第1 とるべき措置のめやす

1 危険箇所に関する情報収集

区分	対象となる地域・箇所等
土砂災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所 <input type="checkbox"/> 山地災害危険地区 <input type="checkbox"/> その他必要と認める地域・箇所等

第3章 土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策

第2節 土砂災害対策

第1 とるべき措置のめやす

1 危険箇所に関する情報収集

区分	対象となる地域・箇所等
土砂災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 <hr/> <input type="checkbox"/> 山地災害危険地区 <input type="checkbox"/> その他必要と認める地域・箇所等

樋越川は新樋越川の支川であるため

京都府水防計画との整合

国通知「土砂災害危険箇所における今後の取扱いについて」に基づく修正

2 立入禁止措置等当面の安全対策の実施
 初期情報収集活動により把握された危険箇所について、その必要があると認めるときは、関係各部と連携し、下記のとおり立入禁止措置等当面の安全対策を実施する。
 なお、実施した措置については、速やかに本部長に報告する。

区分	措置のあらまし
土砂災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害危険箇所等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を含む）の通行、立入禁止措置 <input type="checkbox"/> 必要と認める場合のシート保護（落石防止対策もしくは降雨対策として行う） <input type="checkbox"/> 必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得るなど、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。

- 3 巡視及び警戒
 (1) 巡視により収集すべき情報項目
土砂災害警戒区域等及びその付近の地表及び湧水の状況等土砂災害の前兆現象の有無（落石・湧水の濁りの有無、湧水量の増加など）
土砂災害危険箇所等及びその付近の亀裂の有無
土砂災害危険箇所等及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況
土砂災害危険箇所等及びその付近の建築物等の損壊等の状況
土砂災害危険箇所等及びその付近の住民及び滞在者の数
その他住民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項

第5章 救出救護計画

第2節 計画の内容

第3 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	(略) <input type="checkbox"/> 関係機関の部隊の展開、宿営等の活動拠点の確保 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。 <input type="checkbox"/> 関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行う。 <input type="checkbox"/> 府・国との連絡調整
(略)	

第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第6章 防疫及び保健衛生計画

第2節 計画の内容

第3 家畜伝染病の予防

231 災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、丹後家畜保健衛生所を主体として、これに農林水産部が協力し、検査、予防注射及び消毒等を実施する。また、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。

2 立入禁止措置等当面の安全対策の実施
 初期情報収集活動により把握された危険箇所について、その必要があると認めるときは、関係各部と連携し、下記のとおり立入禁止措置等当面の安全対策を実施する。
 なお、実施した措置については、速やかに本部長に報告する。

区分	措置のあらまし
土砂災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を含む）の通行、立入禁止措置 <input type="checkbox"/> 必要と認める場合のシート保護（落石防止対策もしくは降雨対策として行う） <input type="checkbox"/> 必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得るなど、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。

- 3 巡視及び警戒
 (1) 巡視により収集すべき情報項目
土砂災害警戒区域等及びその付近の地表及び湧水の状況等土砂災害の前兆現象の有無（落石・湧水の濁りの有無、湧水量の増加など）
土砂災害警戒区域等及びその付近の亀裂の有無
土砂災害警戒区域等及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況
土砂災害警戒区域等及びその付近の建築物等の損壊等の状況
土砂災害警戒区域等及びその付近の住民及び滞在者の数
その他住民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項

第5章 救出救護計画

第2節 計画の内容

第3 市各部及び支部の活動

名称	役割のあらまし
総務部	(略) <input type="checkbox"/> 関係機関の部隊の展開、宿営等の活動拠点の確保 <u>を図る。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u> <input type="checkbox"/> 関係機関の部隊の宿泊場所が困難となる場合も想定して、あらかじめ関係機関の部隊に紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 <input type="checkbox"/> 職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。 <input type="checkbox"/> 関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行う。 <input type="checkbox"/> 府・国との連絡調整
(略)	

第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第6章 防疫及び保健衛生計画

第2節 計画の内容

第3 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、丹後家畜保健衛生所を主体として、これに農林水産部が協力し、検査、予防注射及び消毒等を実施する。また、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。

京都府地域防災計画との整合（防災基本計画修正（令和6年5月）に伴う修正【危機管理部】）

病性鑑定機能を山城（旧中央）家畜保健衛生所から中丹家畜

手段の確保・供給	要不可欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、電話の使用が困難になった場合は、 <u>西日本電信電話株式会社</u> に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。
----------	---

手段の確保・供給	要不可欠なものの一つである。そのため、特に市立病院等災害時地域中核病院に関して、電話の使用が困難になった場合は、 <u>N T T西日本株式会社</u> に対し、携帯電話・災害復旧用無線電話の貸与など通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。
----------	--

第3章 避難所開設・運営計画

第1節 計画の方針

第2 避難所の開設・運営に関する基本指針

267 5 避難所ごとにそこに収容されている避難者にかかる情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府等へ報告を行う。(追加)

また、在宅での避難者については、高齢者、障害者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、(追加)被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提出するものとする。

第2節 避難所の開設・運営及び閉鎖

第1 開設・運営手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
(略)	(略)
生活環境	<u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> 食事供与の状況、 <u>(追加)</u> トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 <u>(追加)</u> <input type="checkbox"/> プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、 <u>(追加)</u> ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、 <u>(追加)</u> 心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。 <input type="checkbox"/> 避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、 <u>(追加)</u> 犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について <u>(追加)</u> 検討し、 <u>(追加)</u> 避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 <u>(追加)</u>
(略)	(略)
指定避難所に滞在することができない被災者への配慮	<input type="checkbox"/> 食料等必要な物資の配布 <input type="checkbox"/> 保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供 <input type="checkbox"/> 正確な情報の伝達 <u>(追加)</u>
(略)	(略)

第3章 避難所開設・運営計画

第1節 計画の方針

第2 避難所の開設・運営に関する基本指針

5 避難所ごとに 収容されている避難者にかかる情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている 在宅避難者等に係る情報の把握に努め、府等へ報告を行う。なお、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報の把握に努めるものとする。

また、在宅避難者等については、高齢者、障害者等多様な特性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等は、平常時から把握している情報や被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提出するものとする。

第2節 避難所の開設・運営及び閉鎖

第1 開設・運営手順のめやす

項目	手順その他必要な事項
(略)	(略)
生活環境	<input type="checkbox"/> <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u> <input type="checkbox"/> 食事供与の状況、 <u>防災井戸等による生活用水の確保</u> 、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 <u>なお、トイレの設置にあたっては、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u> <input type="checkbox"/> プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、 <u>保健師、看護師、管理栄養士</u> 等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、 <u>し尿及びごみの処理</u> 状況など、避難者の健康状態や <u>指定避難所</u> の衛生状態の把握に努め、 <u>食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など</u> 、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるよう努める。 <input type="checkbox"/> 避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。 <input type="checkbox"/> 必要に応じ、 <u>「ペットの同行避難ガイドライン」(京都府生活衛生課作成)に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、獣医師会等とも連携のうえ</u> 検討し、 <u>被災者支援等の観点から</u> 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 <input type="checkbox"/> <u>避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u>
(略)	(略)
<u>在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等への配慮</u>	<input type="checkbox"/> 食料等必要な物資の配布 <input type="checkbox"/> 保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供 <input type="checkbox"/> 正確な情報の伝達 <input type="checkbox"/> <u>在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点の設置</u>
(略)	(略)

京都府地域防災計画との整合（第12回多様な視点での防災対策意見交換会での意見による修正【危機管理部】）

京都府地域防災計画との整合（防災基本計画（令和6年5月）及び「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（令和6年11月）」を踏まえた修正【危機管理部】）

京都府地域防災計画との整合（「ペットの同行避難ガイドライン」作成者の補足に伴う修正【文化生活部】）

京都府地域防災計画との整合（防災基本計画修正（令和6年

314	<p>第4編 災害復旧・復興計画 第1部 被災者生活再建支援のための計画 第1章 生活確保対策計画 第11節 その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画 第2 被災者の生活再建支援のための特別措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被災者の生活再建支援のための特別措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話株式会社等電信電話事業者</td> <td> <input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置	(略)		西日本電信電話株式会社等電信電話事業者	<input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費	(略)		<p>第4編 災害復旧・復興計画 第1部 被災者生活再建支援のための計画 第1章 生活確保対策計画 第11節 その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画 第2 被災者の生活再建支援のための特別措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被災者の生活再建支援のための特別措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>NTT西日本株式会社</u>等電信電話事業者</td> <td> <input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置	(略)		<u>NTT西日本株式会社</u> 等電信電話事業者	<input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費	(略)		社名の変更
機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置																		
(略)																			
西日本電信電話株式会社等電信電話事業者	<input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費																		
(略)																			
機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置																		
(略)																			
<u>NTT西日本株式会社</u> 等電信電話事業者	<input type="checkbox"/> 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 <input type="checkbox"/> 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費																		
(略)																			
325	<p>第2部 市の復旧・復興のための計画 第4章 水道復旧計画 第1節 計画の方針 第2 水道復旧計画に関する基本指針</p> <p>1 「<u>上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費</u>」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。</p> <p>第2節 水道の復旧事業 被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については「<u>上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱</u>」によるものとする。</p>	<p>第2部 市の復旧・復興のための計画 第4章 水道復旧計画 第1節 計画の方針 第2 水道復旧計画に関する基本指針</p> <p>1 「<u>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金</u>」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。</p> <p>第2節 水道の復旧事業 被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については「<u>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法</u>」によるものとする。</p>	令和6年4月1日に水道整備・管理行政が国土交通省に移管されたため。(上下水道部)																